

低所得世帯・多子世帯における教育・保育に係る利用者負担額等の軽減措置について（案）

1 検討経緯等

国においては、幼児教育の段階的無償化に取り組んでおり、平成29年度においては、平成28年4月から講じられたひとり親世帯等の要保護世帯等及び多子世帯に係る特例措置を拡充することとし、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等が公布された。

当区の2号、3号認定子ども（保育園等及び認定こども園）の利用者負担額（以下、「保育料」という。）については、平成28年4月に行った軽減措置の際に、今回の国が示す基準額より低い額に設定しており、多子世帯の特例措置においても、非課税世帯以下は第1子から無償としているため措置の拡充は必須ではない。

しかし今回の国の基準改定により、1号認定子ども（幼稚園及び認定こども園）の保育料のうち、一部の該当する階層及び多子世帯については、国基準より高くなることから、軽減措置を図る必要がある。

2 国における1号認定子どもの軽減措置の内容

(1) 年収360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減

ア 市町村民税所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等の要保護世帯等に属する第1子の利用者負担額を月額3,000円とする。

イ 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に属する第1子の利用者負担額を月額14,100円とし、第2子の利用者負担額を月額7,050円とする。

(2) 多子世帯に係る特例措置

市町村民税非課税世帯の第2子以降を無償とする。

国 教育標準時間認定の子ども(1号認定)

【 】内はひとり親世帯等の要保護世帯 ※は多子世帯特例措置

階層区分	利用者負担(改定後)	利用者負担(改定前)
① 生活保護世帯	0円	0円
② 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 【0円】 ※第2子以降は0円	3,000円 【0円】
③ 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 【3,000円】 ※第2子半額、第3子以降は0円【第2子以降0円】	16,100円 【7,550円】
④ 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円 ※第2子半額、第3子以降は0円、ただし小学校3年生以下に限る	20,500円
⑤ 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円 ※④と同じ	25,700円

3 軽減措置に係る区の考え方(条例改正案)

2号、3号認定子ども(保育園等及び認定こども園)の保育料は、すでに今回の国の改定基準より低額になっているため改定は行わない。

1号認定子ども(幼稚園及び認定こども園)の保育料に関しては、国の改定基準より超過している階層部分のみ、以下の考え方に基づき、目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例を改正する。

(1) 私立幼稚園

市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯(C階層)のうち、上記2(1)アひとり親世帯等については月額7,550円、イについては16,100円となっていることから、国の軽減措置に合わせ、以下の通りとする。

また、多子世帯の軽減措置については、当区では、すでに同時に就学前児童がいる場合に扶養範囲の第3子以降を無償とし、第2子については、1/2に減額しているところであるが、国の措置基準に合わせ、非課税世帯の第2子以降は上の子の年齢に関係なく無償とする。したがって表中()第2子は、非課税B階層及びC階層のひとり親世帯等は無償、C階層のひとり親世帯等以外は半額となる。

なお、表中の「—」は、国新基準と同額または低額なので改正しない。(単位:円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 <区条例別表第2;私立幼稚園>	現行保育料(第2子)	改定後案(第2子)	国新基準額(第2子)
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	—	0
B A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む)	ひとり親世帯	0	0
	ひとり親世帯以外	3,000 (1,500)	— (0) ←
C A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が77,101円未満	ひとり親世帯	7,550 (0)	3,000 ← 3,000 (—) (0)
	ひとり親世帯以外	16,100 (8,050)	14,100 ← 14,100 (7,050) (7,050)
D 所得割課税額77,101円以上211,201円未満	20,500	—	20,500
E 所得割課税額211,201円以上	25,700	—	25,700

(2) 区立幼稚園

市町村民税所得割合算額が 10,000 円超 (E 階層) のうち、所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親等世帯等が現行 4,500 円となっているため、国新基準の 3,000 円に合わせる。

(単位：円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 <区条例別表第 3-1 ; 区立幼稚園>			現行保育料 (第 2 子)	改定後案 (第 2 子)	国新基準額 (第 2 子)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0	—	0
B	A 階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯 (区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む)		0	—	0
C	A 階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が 0 円以外の世帯	所得割課税額が 5,000 円以下	ひとり親世帯 1,450 (0)	—	3,000 (0)
			ひとり親世帯以外 2,900 (1,450)	—	14,100 (7,050)
D	所得割課税額が 5,000 円超 10,000 円以下	ひとり親世帯	2,250 (0)	—	3,000 (1,500)
		ひとり親世帯以外	4,500 (2,250)	—	14,100 (7,050)
E	所得割課税額が 10,000 円超	ひとり親世帯で所得割課税額が 77,101 円未満	4,500 (0)	3,000 (—)	3,000 (1,500)
		所得割課税額が 77,101 円以上	9,000 (4,500)	—	14,100 (7,050)

(3) 区立こども園

D・E階層のひとり親世帯等について、国新基準の3,000円に合わせる。 (単位:円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 <区条例別表第3-2; 区立こども園>		現行保育料 (第2子)	改定後案 (第2子)	国新基準額 (第2子)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	—	0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む)	0	—	0	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が5,000円以下	ひとり親世帯 2,050 (0)	—	3,000 (0)
			ひとり親世帯以外 4,100 (2,050)	—	14,100 (7,050)
D		所得割課税額が5,000円超10,000円以下	ひとり親世帯 3,150 (0)	3,000 ← (-)	3,000 (1,500)
			ひとり親世帯以外 6,300 (3,150)	—	14,100 (7,050)
E		所得割課税額が10,000円超	ひとり親世帯 6,250 (0)	3,000 ← (-)	3,000 (1,500)
			所得割課税額が77,101円未満	—	—
		所得割課税額が77,101円以上	12,500 (6,250)	—	14,100 (7,050)

4 今後の予定

平成29年6月

第2回定例会に条例改正案提出

9月1日

条例施行(平成29年4月1日以後の利用者負担額に遡って適用)

以 上